

主な記事 ● 海外テレマーケティング事情視察 訪問先企業紹介

各自治体のコールセンター支援制度一覧-①【東日本】

テレマーケティング産業の普及・浸透に伴い、全国の自治体においてもコールセンター誘致制度や支援制度等がさらなる広がりを見せています。そこでJITA NEWSでも、各自治体のコールセンター支援制度を紹介し、寄せられた情報の増加に伴い、2号に分けて掲載します。第1回目は、東日本を中心とする情報です。次号は、西日本の自治体による支援制度をご紹介します。

※なお、本情報は2010年6月現在のものです。詳細等につきましては各自治体連絡先までお問い合わせください

自治体	●事業名(期間)	対象要件	助成内容/限度額
北海道	●北海道産業振興条例に基づく企業立地の促進を図るための助成	対象業種：コールセンター他 補助要件：市町村の立地助成制度の対象であること* 投資額2,500万円以上 ・雇用増5人以上 ※市町村でコールセンターの立地に対する助成制度がない場合は、北海道の助成も対象外となる。	○投資額に対する助成 ・投資額の4% 【企業立地促進法適用地域特例】 新設の場合のみ：投資額の8% 限度額：1億円 通算限度額：5億円 ・雇用増1人あたり50万円(6人目から支給) 限度額：5,000万円
	連絡先	北海道経済部産業立地・エネルギー局産業立地課 TEL 011-204-5324 http://www.pref.hokkaido.lg.jp/kz/sgr/	
札幌市	●札幌市企業立地支援制度	対象要件： ①主に情報関連または金融などの技術や知識に関する顧客サービスを行うこと ②BPO、シェアードサービス、バックオフィスなどを行う事業者で、情報技術を活用し、主に企業等の情報処理等を行うこと ①②20名以上の新規常用雇用 ③70名以上の新規常用雇用 ①②③北海道外の顧客、企業等に対するサービスを行う	①②1)2)の2種類の助成内容から1つ選択。限度額：1000万円×3カ年度 1)人件費：新規常用雇用者1人あたり30万円 2)オフィス賃借料：上限1万円/月・坪 ①コールセンター業務に必要な知識・技術に関する研修費用：1人あたり20万円を上限(※自社採用の場合に限る)。限度額：500万円 ③特定コールセンター・ニュービジネス(増設)に対する補助金：増設に伴い新たに70名以上の常用雇用者を雇用した場合、人件費を補助(新規常用雇用者1人あたり10万円)。限度額：1,000万円
	連絡先	札幌市経済局新産業担当課 TEL 011-211-2379 http://www.city.sapporo.jp/keizai/biz_info/index.html 札幌市東京事務所 TEL 03-3216-5090	
千歳市	●千歳市工業等振興条例に基づく助成措置(コールセンター業に対する助成措置)	対象要件 1)新設・増設の場合 ・投資額が2,500万円超(土地取得費は除く) ・新規雇用者が3人以上 2)賃借施設による開設の場合 ・新規雇用者が10人以上	1)新設・増設の助成内容 ①建物・設備に対して課せられる固定資産税に相当する額 助成期間：3年間(合計限度額2億円) ②新規雇用者 1名につき30万円 助成期間：1年間(限度額3,000万円) 2)賃借施設による開設の助成内容 ①開設から3年間の新規雇用者及び施設賃料の助成 (※ア+イの合計限度額1,000万円×3年間) ア.新規雇用者 1名につき30万円 イ.賃借施設賃料の2分の1に相当する額(1万円/月・坪を上限) ②開設時の研修費用 助成期間：1年間(限度額500万円) 新規雇用者に対して行う研修費用(1人あたり20万円上限)
	連絡先	千歳市産業振興部産業支援室企業振興課企業振興係 TEL 0123-42-0522 http://www.city.chitose.hokkaido.jp/yyuchi/	

自治体	●事業名(期間)	
	対象要件	助成内容/限度額
函館市	●企業立地の促進に関する条例に基づく助成制度	
	①投資額を基準とした助成 ・製造業・自然科学研究所・ソフトウェア業・データセンター事業 ・コールセンター事業・国際物流関連事業 投資額2,500万円以上、雇用増5人以上 ②雇用増を基準とした助成 ・ソフトウェア業・データセンター事業・コールセンター事業 雇用増5人以上、新設のみ	①函館臨空工業団地、函館テクノパーク、函館港町ふ頭港湾関連用地に立地する場合 ・雇用増数に応じて投資額の10～25%を助成 上記以外に立地する場合 ・雇用増数に応じて投資額の5～12.5%を助成(新設の場合は10～25%) 限度額2億円 ②雇用増1人あたり/30万円(～100人)、20万円(101～200人) 限度額5,000万円 ・賃借料が発生した日から1年間のオフィス賃借料の50% 限度額500万円
	連絡先 函館市経済部工業振興課 TEL 0138-21-3314 http://www.city.hakodate.hokkaido.jp/keizai/kougou/kigyourichihoujo/kigyourichi_top.htm	
岩見沢市	●岩見沢市新産業創出・雇用促進支援補助金	
	本市の区域内において先端技術産業等の成長性の高い事業を行う企業を支援補助対象となる企業は、情報通信技術関連企業(コールセンター含む)などで、市内で新たに事業所等を開設し、又は、増設し、かつ次に掲げる要件①～③のいずれかに該当する企業。 ①当該事業所等の操業開始日までの間に、新たに本市の市民10人以上雇用する企業 ②本市イントラネットワークを経由して外部通信回線と接続した通信回線を活用して事業を行う企業 ③事業所の新築、増築又は既存物件の取得及び設備機器の購入に係る投資額の総額が20億円を超える企業	1)事業所等の新・増築、又は既存物件の取得に係る補助金 【投資額(3,000万円以上、増築の場合1,000万円以上)の1/2以内】上限3,000万円以内 2)設備機器の購入補助【投資額(1,000万円以上)の1/2以内】上限5,000万円以内 3)事業所等の賃貸補助【月額25万円以上の賃貸で1/3以内】3年以内で上限3,000万円 ※2)、3)はいずれか一つを選択 4)人材育成、教育研修に係る補助 ア)操業開始日以前の研修等【新規雇用10人以上で本市の市民となった場合、1人につき上限30万円】 イ)操業開始日以降1年以内の研修等【新規雇用10人以上で本市の市民となった場合、1人につき上限30万円】 ※ア)、イ)の補助金総額での上限3,000万円 5)本市イントラネットワーク活用に係る通信・電話回線の補助 【通信回線費用の1/2以内、電話回線費用の1/3以内】3年以内で上限3,000万円 6)固定資産税相当額の補助【上記の1)及び2)の事業に係るものに限る】3年以内で上限1,000万円
	連絡先 岩見沢市経済部企業立地情報化推進室 TEL 0126-23-4111(内線576)	
美唄市	●①美唄市の工場等新設に対する助成 ②美唄市の工場等増設に対する助成	
	①②とも 工業の事業場 ソフトウェアハウス 試験研究施設 衛星通信施設 物流関連施設 コールセンター施設 データセンター施設	①区分:投資額/要件:5,000万円以上/助成率(額):10%に相当する額/限度額:5,000万円 区分:用地取得/要件:投資額が5,000万円以上で、取得から3年以内に操業開始/助成率(額):取得額の25%に相当する額/限度額:5,000万円 区分:雇用者/要件:投資額が5,000万円以上で、新たな雇用の増が5人以上/助成率(額):新たな増数に30万円を乗じた額/限度額:2,000万円 区分:工業用水使用料/要件:契約水量日50m ³ 以上/助成率(額):1m ³ 当り20円相当(使用開始後3年間)/限度額:1年につき300万円 ②区分:投資額/要件:2,500万円以上/助成率(額):5%に相当する額/限度額:3,000万円 区分:雇用者/要件:投資額が2,500万円以上で、新たな雇用の増が2人以上/助成率(額):新たな増数に30万円を乗じた額/限度額:1,500万円 区分:工業用水使用料/要件:投資額が2,500万円以上で、契約水量1日50m ³ 以上の増/助成率(額):1m ³ 当り20円相当(増となってから3年間)/限度額:1年につき300万円
	連絡先 美唄市商工交流部産業・雇用対策課 TEL 0126-63-0111 http://www.city.bibai.hokkaido.jp/	
滝川市	●①設備投資に対する助成 ②雇用に対する助成 ③産業ステップアップ支援事業助成 (期間:①②滝川市商工業振興条例による。期限なし。③当面継続)	
	対象要件 ①②滝川市内に工場等を新設・移設・増設される企業。 ※設備投資額、新規雇用人数による制限あり。 ③滝川市内で起業・創業、新分野進出、新商品開発などを計画している個人・企業など	①設備投資に対する助成:滝川市内に、工場等を新設・移設・増設する場合で、新設の場合、事業用の建物・償却資産に係る初年度固定資産税課税標準額の7%(移設・増設の場合3%)を基本とし、業種・地域により最高10%(移設・増設の場合最高5%)を助成。 ※総額5,000万円限度 ②雇用に対する助成:①の設備投資に対する助成に該当する方で、滝川市内に居住の新規常用雇用者に係る年間給与額の7%を基本とし、業種・地域により最高10%を助成。 ※1人当たり30万円、総額500万円限度 ③産業ステップアップ支援事業助成:滝川市内で行われる起業や新分野進出など、新たな事業の取り組みに対する助成。※助成金額:対象事業費の1/3以内で上限100万円
	連絡先 滝川市商工観光産業観光連携室 TEL 0125-28-8031	
旭川市	●旭川市工業等振興促進条例	
	①投資額2,500万円以上 ②雇用増5人以上	○雇用奨励金:雇用者1人当たり30万円を3年間助成(各年2,000万円限度) ○課税免除:固定資産税・都市計画税を3年間課税免除 ○設置奨励金:事業所税相当額を3年間助成 ○土地取得奨励金:取得価額の最大25%助成(1億円限度) ※雇用奨励金と土地取得奨励金はいずれかを選択 ※コールセンター向け支援制度を検討中(オフィス賃借料、人材育成費、施設改修費助成等)
	連絡先 旭川市経済観光部産業振興課企業立地担当 TEL 0166-25-9115(直通) http://www.city.asahikawa.hokkaido.jp/files/sangyousinkou/yuuchi/	
留萌市	●情報通信産業振興補助金	
	①情報通信産業振興設備機器購入等費用補助金 対象業種の事業所等を留萌市の区域内に設置する場合であって、その設置のための設備機器購入費等の額が5,000万円以上で、かつその設置に伴う雇用増が20人以上のもの ②情報通信産業振興民間施設借賃補助金 従業員が20人以上の企業で、留萌市において対象業種の事業所を民間施設の借賃により新設又は増設したもの ③情報通信産業振興社員研修補助金 従業員が20人以上の企業で留萌市における事業所設置の日から、1年以上常時雇用を新規に採用し、当該採用者を対象に新規社員研修を実施したもの	①事業所等の設置のための設備機器購入等費用の2分の1以内を補助する。ただし、1企業につき1千万円を限度とする。 ②事業所等の賃貸借契約締結後、賃貸借金額が発生する月から起算して36ヶ月を限度に借賃の2分の1以内を補助(敷金、権利金等その他これに類する経費を除く)する。ただし、1企業につき1千万円を限度とする。 ③36ヶ月を限度に研修対象者1人につき1回限り20万円以内を補助する。ただし、1企業につき500万円を限度とする。
	連絡先 留萌市産業建設部経済港湾課経済振興係 TEL 0164-42-1840 http://www.e-rumoi.jp/	

自治体	●事業名(期間)	
	対象要件	助成内容/限度額
北見市	●企業立地促進条例 北見市企業立地報奨金制度	
	<p>企業立地促進条例</p> <p>1) 土地・建物・設備補助金</p> <p>要件: ①対象施設の固定資産評価額(土地、建物、設備の総額)が3,000万円以上</p> <p>②常用雇用者が3人以上。上記2つを同時に満たす場合</p> <p>2) 雇用補助金</p> <p>要件: 常用雇用者15人以上</p> <p>北見市企業立地報奨金制度</p> <p>1) 土地・建物・設備に関する報奨金</p> <p>要件: ①対象施設の固定資産評価額(土地、建物、設備の総額)が3,000万円以上</p> <p>②常用雇用者が3人以上。上記2つを同時に満たす場合</p> <p>2) 雇用に関する報奨金</p> <p>要件: 常用雇用者15人以上</p>	<p>企業立地促進条例</p> <p>1) 土地・建物・設備補助金補助率・金額等: 固定資産税相当額。(上限:1,000万円/年、最大5年間)</p> <p>2) 雇用補助金 補助率・金額等: 常用雇用者1人につき20万円。(上限:1,000万円/年、最大5年間)</p> <p>北見市企業立地報奨金制度</p> <p>1) 土地・建物・設備に関する報奨金額等: 固定資産税相当額。(上限500万円(1回限り))</p> <p>2) 雇用に関する報奨金額等: 常用雇用者1人あたり20万円に加え、固定報奨金300万円。(上限:1,000万円(1回限り))</p>
	連絡先 北見市商工観光部産業立地労政課 TEL 0157-25-1392 http://www.city.kitami.lg.jp/sanrousei/yuchi/yuchitop.htm	
室蘭市	●室蘭市産業振興条例 産業支援サービス(コールセンター)の新設・増設に対する助成	
	<p>※インバウンド系のコールセンターを望みます</p> <p>新設・増設とも、固定資産評価額が3,000万円以上の施設・設備の投資を行うとともに常用雇用15人以上の増員が伴うこと。</p> <p>・情報通信機器に対する助成 (限度額1億円) 情報通信機器の固定資産評価額の40%を3年分割で助成</p> <p>・施設設置に対する助成 (限度額2億円) 固定資産税・都市計画税額の一定割合を助成 1年目:100% 2年目:75% 3年目:50%</p> <p>・雇用に対する助成 (限度額6,000万円) 補助対象従業員1人につき20万円を助成</p> <p>・用地取得に対する助成 (限度額1億円) 用地取得のうち、補助対象面積の固定資産評価額の40%を3年間分割で助成</p>	
	連絡先 室蘭市経済部産業振興課 TEL 0143-25-2704 http://www.city.muroran.lg.jp/main/org6240/hokkaido.html	
帯広市	●帯広市企業立地促進条例 コールセンターの新設・増設に対する助成	
	<p>①新設の場合は投資額2,000万円以上でかつ雇用5人以上増加すること、増設の場合は投資額1,000万円以上で雇用3人以上増加すること</p> <p>②建物設備の投資額1億円以上(土地は含まず。新増設にかかわらず)</p>	<p>①投資額の8%、一人あたり10万円(正規職員の場合15万円) 限度額:投資額1億円、雇用増5,000万円まで</p> <p>②固定資産税3年間免除</p>
	連絡先 帯広市商工観光部工業労政課 TEL 0155-65-4167 http://www.city.obihiro.hokkaido.jp	
釧路市	●釧路市企業立地促進条例	
	<p>①設備投資資金助成 ②雇用助成 ③土地取得助成 ④事業所賃借料助成 ⑤通信回線使用料助成 ⑥課税免除</p> <p>①【新設の場合】</p> <p>・固定資産取得価額(土地を除く)が5,000万円以上</p> <p>・【釧路地区】雇用増10人以上 [阿寒・音別地区]雇用増5人以上</p> <p>【増設の場合】</p> <p>・固定資産取得価額(土地を除く)が3,000万円以上</p> <p>・【釧路地区】雇用増10人以上 [阿寒・音別地区]雇用増5人以上</p> <p>②雇用増10人以上</p> <p>③【市外からの進出の場合】</p> <p>・土地を取得し、3年以内に操業を開始すること</p> <p>【市外からの進出以外の場合】</p> <p>・土地を取得し、3年以内に操業を開始すること</p> <p>・雇用増10人以上</p> <p>④雇用増50人以上 ※新設の場合のみ</p> <p>⑤雇用増50人以上 ※新設の場合のみ</p> <p>⑥固定資産取得価額(土地を除く)が2,100万円超</p> <p>①固定資産取得価額(土地を除く)の8/100以内の額 (限度額 4,000万円)</p> <p>②新たに雇用される者のうち、市内居住者1人につき20万円(新たに雇用される者が規則で定める市内居住者であるときは30万円) (限度額 3,000万円)</p> <p>③土地取得価額の25/100相当額(ただし事業場の用に直接供する部分の建築面積相当分) (限度額 1億円)</p> <p>④事業施設賃借料の1/2相当額(3年間) (限度額 年500万円)</p> <p>⑤通信回線使用料の1/2相当額(3年間) (限度額 年1,000万円)</p> <p>⑥固定資産税・都市計画税課税免除(3年間) 1年目:100/100以内 2年目:75/100以内 3年目:50/100以内 (限度額 なし)</p>	
	連絡先 釧路市産業振興部産業推進室 TEL 0154-31-4550 http://www.city.kushiro.hokkaido.jp/	
青森		
青森県	●青森県テレマーケティング関連産業立地促進費補助金	
	<p>① 県の誘致企業であること。</p> <p>② テレマーケティング関連企業(県内の事業所が通信とコンピュータを利用して、集約的に顧客サービス等の業務又は顧客等のデータを集約的に管理する業務を行う企業)であること。</p> <p>③ 操業開始時において県内から常時雇用する従業員が20名以上であること。</p>	<p>1) 通信回線使用料補助(①と②の合計額): ①専用回線分:1/2 ②一般回線分:1年目1/2、2年目1/3、3年目1/4</p> <p>2) オフィス賃借料補助:オフィスの賃借料の1/4</p> <p>3) 雇用奨励費:県内からの新規に6ヶ月以上の継続雇用者が100人以上で、立地市町村が雇用に対する同様の補助を行う場合に、一人につき市町村と同額を補助(県内からの新規常用雇用者1人につき30万円が上限)</p> <p>○限度額:1)①②合計:年間3,000万円(3年間) 2)年間700万円(3年間)</p> <p>3) 1企業1億円(3年間合計、但し、毎年度増加した人数分について補助) ※1企業に対する3年間通算の補助限度額:2億円(1)+2)=1億円、3)=1億円]</p>
	連絡先 青森県商工労働部工業振興課産業立地推進グループ TEL 017-734-9380 http://www.pref.aomori.lg.jp/sangyo/shoko/kigyorichi.html	
青森市	●青森市情報通信関連産業立地促進費補助金、雇用促進助成金(青森市商工業振興条例)及び青森市情報通信関連産業雇用促進補助金	
	<p>1) 青森市情報通信関連産業立地促進費補助金 ①市の誘致企業であること ②操業開始後1年以内の企業であること ③申請時の雇用者が20名以上であること</p> <p>2) 雇用促進助成金 ①特定事業所(情報提供サービス業等)の新設・移設に伴い、新たに地元被雇用者を11名以上(高度技術者は1名以上)、3ヶ月以上継続して雇用していること</p> <p>3) 青森市情報通信関連産業雇用促進補助金 ①市の誘致企業であること ②平成19年4月1日以降に操業を開始する情報通信関連産業であること ③事業所の新設に伴い、新たに地元被雇用者を11名以上(高度技術者は1名以上)、3ヶ月以上継続して雇用していること</p>	<p>1) 青森市情報通信関連産業立地促進費補助金:賃料の1/4 限度額:年間700万円(3年間)</p> <p>2) 雇用促進助成金:10人を超える1人につき、市内居住者20万円(移設・増設は10万円)、市外居住者5万円、高度技術者は1人につき20万円。限度額:1億円(操業開始後5年以内に1回限り)</p> <p>3) 情報通信関連雇用促進補助金:10人を超える1人につき、市内居住者10万円、市外居住者2.5万円、高度技術者は1人につき10万円。限度額:5,000万円(操業開始後5年以内に1回限り)</p>
	連絡先 青森市経済部雇用創出・企業立地課 TEL 017-761-4456 http://www.city.aomori.aomori.jp/	

自治体	●事業名(期間)	
	対象要件	助成内容/限度額
弘前市	●弘前市テレマーケティング関連産業立地促進費補助金	
	①市の誘致企業であること ②テレマーケティング関連企業であること ③操業開始後6か月から1年以内において、市内に住所を有する従業員等が20人に達していること	(1) オフィス借上げ事業 助成内容: オフィス賃料及び共益費に交付対象期間に該当する月数を乗じた額の1/4以内の額 限度額: 年間700万円(3年間) (2) 新規雇用事業 助成内容: 市内に住所を有する従業員等(新規雇用で3か月以上雇用)のうち、10人を超えるもの1人につき30万円(新設企業)、または15万円(既存企業) 限度額: 1億円(操業開始から3年以内)
	連絡先 弘前市商工観光部商工労政課工業振興係 TEL 0172-32-8106 http://www.city.hirosaki.aomori.jp/	
八戸市	●八戸市テレマーケティング関連産業立地促進費補助金及び雇用奨励金	
	八戸市内において、テレマーケティング業務を営む誘致企業のうち、業務開始から6ヶ月を経過し、下記要件を満たすもの (1) 補助金 ①市内に住所を有する従業員20名以上の雇用、②市内賃貸オフィスへの入居 (2) 奨励金 50人以上の新規雇用者があること	(1) 補助金 助成内容: オフィス賃料の1/4、限度額: 年間700万円(3年間) (2) 奨励金 助成内容: 新規雇用者のうち、市内に住所を有するもの1人につき30万円 限度額: 1億円(操業開始から3年以内) ※補助金・奨励金とも青森県テレマーケティング関連産業立地促進費補助金との重複可
	連絡先 八戸市商工労働部産業振興課 TEL 0178-43-9048 http://www.city.hachinohe.aomori.jp/index.cfm/8,244,16,33.html	
五所川原市	●五所川原市雇用奨励対策事業費補助金	
	①市の誘致企業であること ②テレマーケティング関連企業であること ③市内から雇用する地元従業員が10名以上の企業であること	助成内容: 3ヶ月以上の継続した雇用が確認された者が10名を超える1人につき、市内居住者15万円、市外居住者5万円。限度額: 3,000万円
	連絡先 五所川原市経済部商工観光課商工労政係 TEL 0173-35-2111 http://www.goshogawara.net.pref.aomori.jp/	
三沢市	●三沢市企業立地促進条例	
	①市又は県の誘致企業であること ②市内に事務・事業所を設置すること ③地元雇用の従業員(派遣社員含む)数が20名を超えること	(1) 立地促進奨励金 オフィス賃料の1/4、限度額: 1,000万円(3年間) (2) 雇用促進奨励金 規定数(20名)を超える地元雇用の従業員(派遣社員含む。)1名につき年間5万円、限度額: 5,000万円(3年間) (3) 環境保全施設等奨励金 付帯施設・設備の取得費用の1/2、限度額: 5,000万円
	連絡先 三沢市経済部産業政策課産業立地推進係 TEL 0176-53-5111 http://www.net.pref.aomori.jp/misawa/ind/ih/index.html	
岩手県		
盛岡市	●盛岡市の企業誘致優遇策 コールセンター・ニュービジネスに対する優遇措置	
	①新規雇用に関する助成措置 ②通信回線使用料の助成措置 ③事業所賃借料の助成措置 (平成22年度中までに操業を開始した企業に限ります)	
	①操業開始の日から3月以内に市民を20人以上新規雇用し、1年以上継続して雇用すること。 ②補助を受けようとする年度の3月31日における新規雇用者が20人以上であること。 ③補助を受けようとする年度の3月31日における新規雇用者が20人以上であること。	①操業を開始した年度のみ新規雇用者1人につき20万円を助成(上限2,000万円) ②通信回線使用料の1/2以内の額を操業開始の日の属する年度の翌年度から3年度間助成(単年度上限500万円) ③事業所の賃借料の1/3以内の額を操業開始の日の属する年度の翌年度から3年度間助成(単年度上限500万円) ※②③の助成を重複して受けることはできません
	連絡先 盛岡市商工観光部企業立地雇用課 TEL 019-651-4111 内線3772～3774 http://www.city.morioka.iwate.jp/ トップページ⇒「産業と雇用」⇒「産業情報」⇒「工場等設置優遇制度・商工団体」	
宮城県		
仙台市	●特定コールセンター・バックオフィス等立地促進助成金	
	(交付対象事業所) 特定コールセンター(インバウンド)、バックオフィス等の新設。 ◆あすと長町地域に限り、増設、市内移転も補助対象とします。 (交付要件) 投下固定資産相当額 3千万円以上(市内中小企業者の場合は1千万円以上)	(助成内容) 基本助成と雇用加算の和。 1. 基本助成 基本額新規投資に係る固定資産税等相当額の100% 期間3年間(あすと地域に設置する場合、2年追加され、5年間) 限度額なし ◆あすと長町地域に、増設、市内移転する場合は、新規投資に係る固定資産税等相当額の90%、3年間、限度額なし。 2. 雇用加算 加算額: 新規雇用者が50人以上の場合、正社員30万円/人、その他の雇用者10万円/人を加算(限度額5,000万円(あすと長町地域に設置する場合、5,000万円追加され、1億円) なお、雇用加算の対象となるのは次の者です。 (1) 本市内に住所を有している者 (2) 年間の給与収入が130万円以上の者 (3) 1年以上継続して雇用される予定の者
	連絡先 仙台市経済局産業振興課 TEL 022-214-8276 http://www.city.sendai.jp/keizai/sangyou/yuchi-miryoku/support/call.html	
名取市	●名取市情報通信関連企業立地促進制度	
	1. 雇用奨励金 2. 追加雇用奨励金 3. 加算奨励金 対象区域: 市の市街化区域内 1. 雇用奨励金対象: 営業開始後6ヶ月を経過し、20名を超える(市内に居住する)者を新規雇用した場合、その超えた人数に応じて助成。ただし、移設の場合、移設後から移設前の人数を差し引いた内、新規雇用者を助成対象。 2. 追加雇用奨励金: 奨励金の交付を受けた事業者が、交付を受けた日から1年以内に新たに20名を超える者を雇用した場合、その超えた人数分を助成 3. 加算奨励金: 各運営経費ごと奨励金を交付 3-1. 投下固定資産に対する助成 3-2. 年間の通信回線使用料に対する助成 3-3. 年間の建物賃借料(賃借に付随する諸経費を除く)及び設備機器賃借料に対する助成 3-4. 雇用替え: 情報通信関連事業所の新設または移転の日から1年以内に短時間・派遣労働者から常時雇用者に雇用替えになった場合、人数分を助成	1. 雇用奨励金: 新規常時雇用者 30万円/人 新規短時間・派遣労働者 24万円/人 限度額: 5,000万円(新設・移設・増設) 2. 追加雇用奨励金: 奨励金の交付を受けた事業者が、交付を受けた日から1年以内に新たに20名を超える者を雇用した場合、その超えた人数分を助成 限度額: 5,000万円 3. 加算奨励金(新設・移設) 3-1 投下固定資産額: 固定資産課税標準額の1/10を助成 限度額: 5,000万円(当初) 3-2 通信回線使用料: 年間の通信回線使用料の1/6を2年間助成限度額: 2,000万円(単年度1,000万円限度) 3-3 建物賃借料および設備機器賃借料: 年間の建物・設備機器賃借料の1/6を2年間助成 限度額: 2,000万円(単年度1,000万円限度) 3-4 雇用替え: 情報通信関連事業所の新設または移転の日から1年以内に短時間・派遣労働者から常時雇用者に雇用替えになった場合、人数分を助成 6万円/人 限度額: 1,000万円
	連絡先 名取市役所総務部政策企画課 TEL 022-384-2111(代表) http://www.city.natori.miyagi.jp トップページ/組織別インデックス/総務部/政策企画課/政策企画課の業務案内/名取市情報通信関連企業立地促進制度の概要	

自治体	●事業名(期間)	
	対象要件	助成内容/限度額
栗原市	●栗原市コールセンター立地促進特別奨励金(期間:平成23年3月31日まで)	
	<p>交付要件:平成21年4月1日から平成23年3月31日までに市内にコールセンターを新設した企業で新設による営業開始日から6ヶ月を経過した日において市内に住所を有する新規雇用者を20人超雇っている企業。</p>	<p>①雇用奨励金:新規雇用者数に応じた交付/20人を超える新規雇用者数×交付単価 ※交付単価 1)新規常時雇用者:30万円 2)新規短時間労働者及び新規派遣労働者:24万円</p> <p>②加算奨励金 1)投下固定資産額加算:土地を除く固定資産税の課税標準額×10%を交付 2)賃借料加算:コールセンター業務に利用する年間の家屋・駐車場・償却資産(機械及び装置に限る)賃借料の合計額×50%を2年間交付 3)雇用替え加算:開業日から1年以内に常時雇用者に雇用替えとなった人数×6万円を交付(あらかじめ常時雇用者への登用制度の整備が必要)</p> <p>限度額:①限度額なし ②1)5,000万円 2)2,000万円 3)500万円</p>
	連絡先 栗原市産業経済部産業戦略課戦略推進係 TEL 0228-22-1220 http://www.kuriharacity.jp/	
登米市	●登米市コールセンター立地促進特別奨励金制度	
	<p>対象:営業開始後、3か月を経過し新規雇用(新規パート、派遣労働者含む)の数が20人を超える事業所</p>	<p>1)20人を超える新規雇用者の数に対して:新規雇用者1人につき30万円(限度額なし)、新規パート、派遣労働者1人につき24万円(限度額なし)</p> <p>2)土地を除いた固定資産課税標準額の10分の1(限度額5千万円)</p> <p>3)建物、駐車場、設備賃借料の2分の1を2か年交付(単年度2千万円を限度)</p> <p>4)回線使用料の6分の1を2か年交付(2か年で2千万円を限度)</p> <p>5)新設、移転日から1年以内にパート、派遣労働者を常時雇用者にした場合、1人につき6万円(限度額5百万円)</p>
	連絡先 登米市産業経済部商工観光課 TEL 0220-34-2734 http://www.city.tome.miyagi.jp/ トップページ⇒「商業・工業各種奨励金」	
秋田県		
秋田県	●①重点企業導入促進助成事業補助金 ②地域企業チャレンジ応援事業補助金	
	<p>①業種要件:情報通信関連業(貸金業者、商品取引員及びその業務の一部を受託するコールセンター及びアウトバンド業務を除く) 資本要件:資本金1,000万円以上 投資要件:投資額3億円以上(土地代を除く) 雇用要件:常用雇用者10人以上</p> <p>②業種要件:情報通信関連業(情報サービス業、コールセンター、データセンター等) 雇用要件:常用雇用者の人数が10人以上であって、1年間以上継続してその人数以上であること。</p>	<p>①-1 建物・機械設備等の投下固定資産:20% -2 常用雇用者1人につき年間25万円 5年間 限度額:35億円</p> <p>②新規雇用者数1名につき25万円 限度額:1,000万円</p>
	連絡先 秋田県産業集積課企業支援班 TEL 018-860-2252 http://www.pref.akita.jp/industry-location/	
横手市	●①横手市企業立地促進奨励金 ②横手市新規雇用奨励助成金	
	<p>①新規常勤雇用者が、新設の場合は5人以上、増設の場合は3人以上。 建物(土地を除く)、備品などの取得価格の合計額が2,000万円超など。</p> <p>②上記①の対象外の中小企業者で、新規雇用者が横手市在住者であることなど。</p>	<p>①・固定資産税の減免(5年間) ・雇用奨励金 新規従業員1人あたり年額10万円 限度額3,000万円(3年間合計) ・雪対策奨励金 限度額1,400万円(3年間合計) ・緑化推進奨励金 限度額500万円 ・用地取得奨励金 限度額1億円</p> <p>②1名につき15万円(新卒者は30万円)</p>
	連絡先 横手市産業経済部企業誘致室 TEL 0182-45-5538	
山形県		
山形県	●山形県コールセンター立地促進補助金	
	<p>助成要件:県の誘致により、県外から県内(最上・庄内地域に限る)に立地してコールセンター事業を展開する企業 操業の開始に伴い新規地元常用雇用者が10名以上であること</p>	<p>①雇用:地元常用雇用者等1名当たり30万円 ②通信回線使用料:開設後1年間の通信回線使用料の1/2 ③事業所賃借料:開設後1年間の事業所賃借料の1/2 増設の取扱い:開設後3年以内に、処理能力増強のため雇用者を10名以上増加させる場合は、増加した地元常用雇用者等の数×30万円を助成 限度額:3億円(3年間通算)</p>
	連絡先 山形県工業振興課産業立地室 TEL 023-630-3127 http://www.pref.yamagata.jp/	
山形市	●山形市コールセンター立地促進事業助成金(平成23年3月31日まで)	
	<p>助成要件:市の誘致により、市内へのコールセンターの新設を行う企業で、次の要件のいずれにも該当するもの。 1)市外に主たる事務所又は事業所を有する企業 2)事業開始時において、地元常用雇用者を新たに10名以上雇用</p>	<p>①通信回線使用料:1年分の通信回線使用料の1/3の額 ②事業所賃借料:1年分の事業所賃借料の1/3の額 ③新規雇用創出費:地元常用雇用者等1人当たり20万円(3年以内に新たに地元常用雇用者等を10名以上増加させる場合も該当) 限度額:総額1億円(3年間通算)</p>
	連絡先 山形市商工観光部商工課企業立地係 TEL 023-641-1212(内線417・418) http://www.city.yamagata.yamagata.jp/	
酒田市	●酒田市情報通信関連企業立地促進助成	
	<p>対象要件:市内でコールセンター事業を行う企業 新規地元雇用者数30人以上かつ新設オペレータ席30席以上</p>	<p>雇用:新設したオペレータ席1席あたり45万円(開設時以降は純増分、3年間) 通信回線使用料:開設後3年間の通信回線使用料の1/2 事業所賃借料:開設後3年間の事業所賃借料の1/2 限度額:1億円(3年間通算)</p>
	連絡先 酒田市商工観光部商工港湾課企業誘致対策室 TEL 0234-26-5361 http://www.city.sakata.lg.jp/	

自治体	●事業名(期間)	
	対象要件	助成内容/限度額
新潟県		
新潟県	●コールセンター等企業立地促進事業補助金	
	対象要件:新規常用雇用者数等の要件:20人(政令市の場合50人)以上雇用 建設条件:新・増設に着手又は賃貸借契約締結後1年以内に操業開始 県内企業への適用:あり ※インバウンド業務に限る	① 事業所賃借料(1年間)×1/2 ② 通信回線使用料(1年間)×1/2 ③ 新規常用雇用者増加人数(3年間※)×30万円 ※2年目以降は20人以上の雇用増があった場合、増加常用雇用者数×30万円 限度額:1億円(3年間通算) ※知事特認2億円
連絡先 新潟県産業労働観光部産業立地課 TEL 025-280-5247 http://www.pref.niigata.lg.jp/sangyoritchi/1215457297393.index.html		
新潟市	●情報通信関連産業立地促進事業補助金	
	対象要件:新規常用雇用者数等の要件:市民10人(中小企業者以外の場合30人)以上雇用 新潟市中心市街地区域内に立地(新設・増設・移設) 建設条件:賃貸借契約締結後1年以内に操業開始	○事業所賃借料×1/3(3年間) 限度額:年間600万円
連絡先 新潟市経済・国際部企業立地・ポートセールス課 TEL 025-226-1689 http://www.city.niigata.jp/info/port/support/supportjouhou.htm		
佐渡市	●1.情報通信関連企業補助金 2.新規雇用促進補助金 3.工場等施設整備補助金 4.企業誘致視察補助金	
	1. 情報通信関連企業補助金 対象要件:新規常用雇用者数等の要件:市民3人以上雇用 2. 新規雇用促進補助金 対象要件:新規常用雇用者数等の要件:市民3人以上雇用(1年以上継続雇用) 3. 工場等施設整備補助金 対象要件:新規常用雇用者数等の要件:市民3人以上雇用 4. 企業誘致視察補助金	1. ①事業所賃借料または使用料(3年間)×1/2 ②設備リース料(3年間)×1/2 限度額:それぞれ年間300万円 2. 継続常用雇用者数×30万円(1年間) 限度額:1000万円 3. 施設の整備費用×1/2 限度額:1000万円 4. 往復旅費×1/2(1人につき限度額5万円、1事業所2人まで) 限度額:10万円
連絡先 佐渡市観光工商課 TEL 0259-63-5116 http://www.city.sado.niigata.jp/l_guide/c_system/finance/index.shtml		
山梨県		
山梨県	●山梨県情報通信関連企業立地促進費補助金(平成23年3月31日まで)	
	対象 ○コールセンター ○情報サービス業 ○インターネット付随サービス業 補助要件 ○山梨県内に事業所を新設、又は増設 ○事業開始後1年以内に、新規常用雇用者を20名以上雇用(情報サービス業及びインターネット付随サービス業については、新規 常用雇用者を5人以上雇用)	○投下固定資産を対象とした補助(取得の場合) 土地を除く社屋及び償却資産の投下固定資産額×10%(限度額1億円) ○賃料を対象とした補助(賃借の場合) (オフィス賃料+設備機器賃料)×1/2×3カ年(限度額3千万円(年1千万)) ※平成23年3月31日までの認定について、認定後3カ年にわたり補助
連絡先 山梨県企画県民部情報政策課情報産業振興室 TEL 055-223-1332 http://www.pref.yamanashi.jp/jousanshin/index.html		
甲府市	●甲府市情報通信関連産業立地促進事業補助金交付要綱 事業所賃借料に対する限度額100万円の補助金交付(適用期限:平成26年3月31日)	
	対象業種:情報通信業(情報サービス業・インターネット付随サービス業)、コールセンター事業 対象地域:市内全域 交付要件:次のいずれにも該当する場合 (1) 事業所を新設、増設又は移設すること (2) 賃貸借契約を締結後、1年以内に事業を開始していること (3) 新規常用雇用者を中小企業者にあつては5人以上、中小企業者以外の者にあつては20人以上雇用していること (4) 過去に補助金の交付を受けていないこと	支援額等:事業所賃借料(事業開始日から起算して1年間に要した経費)補助率1/3 補助限度額100万円
連絡先 甲府市産業部産業振興室産業推進担当 TEL 055-237-5109(直通)		
山梨市	●山梨市情報通信関連企業立地促進事業補助金(平成23年3月31日まで)	
	山梨県情報通信関連企業立地促進費補助金交付要綱の適用を受け、その交付申請を行う企業で、次の要件に該当する企業の内から市長が認定したもの(H21.4.1施行、H23.3.31限りでその効力を失う。但し、同日までに事業認定を受けた者は、以降もその効力を有する。) A) コールセンター業では、操業開始後1年以内に、新規常用雇用者を20人以上雇用していること。 B) 情報サービス業及びインターネット付随サービス業では、操業開始1年以内に、新規常用雇用者を5人以上を雇用すること。 ※いずれも市内在住雇用者30%以上を雇用すること。ただし、市長が特に認めた場合はこの限りではない。	補助対象経費は、操業のために要する経費(増設あつては、当該増設に伴う経費に限る。) ○投下固定資産額(土地に係る部分は除く)に、100分の2.5を乗じた額(2500万円を限度とする)。「1回限り」 ○建物、設備機器の賃借料に100分の25を乗じた額(1年間あたり250万円を限度とする)。「操業開始後3年間」 ※3年間の補助金総額の限度額750万円
連絡先 山梨市役所農林商工課 TEL 0553-22-1111 内線2218		
富士河口湖町	●富士河口湖町企業立地促進条例	
	製造業:投下固定資産額1億円以上、常時雇用者数50名以上 製造業以外:投下固定資産額5,000万円以上、常時雇用者数30名以上 ※対象業種:○建設業、ただし事務所を有するもの ○情報通信業 ○運輸業のうち道路貨物運送業・倉庫業 ○卸売・小売業のうち繊維・衣類等卸売業・食料・食料卸売業・建築材料・鋼物・金属材料等卸売業・機械器具卸売業 ○金融・保険業 ○不動産業 ○サービス業のうち専門サービス業・学術・開発研究期間・機械等修理業・広告業	○事業所の立地基礎調査 ○事業所・敷地のあつせん ○事業所周辺の公共施設の整備 ○事業奨励金:固定資産税100分の100を乗じた額を3年間 ○雇用奨励金:指定企業の従業員数に占める割合が1割以上で町内居住者を新規に常時雇用するとき一人あたり年額10万円2か年度の合計が1,000万円限度 ○住宅手当奨励金:常時雇用されている町外者が町内に移転居住し、住宅手当を支給したとき ○社宅奨励金:1年以内に社宅を建設したとき固定資産税100分の100を乗じた額 ○緑化奨励金:1年以内に緑化推進事業をしたとき敷地面積の100分の20以上に対し緑化事業をした場合、緑化事業費の100分の30の額。年額500万円限度
連絡先 富士河口湖町観光課商工担当 TEL 0555-72-3168 富士河口湖町企画課まちづくり推進担当 TEL 0555-72-6023		

第22回 JTAスタディーツアー 海外テレマーケティング事情視察概要

前号でもお伝えしましたが、22回目を迎える「JTAスタディーツアー 海外テレマーケティング事情視察」は、中国（大連・北京・上海）での視察となりました。訪問先候補としては、テレマーケティング・エージェンシー、IT、自動車関連、サービス業など、多彩かつ特長ある企業を予定しています。

【募集要項】

- 名称：第22回 JTAスタディーツアー 海外テレマーケティング事情視察
- 旅行期間：2010年10月17日(日)～23日(土)(6泊7日)
- 訪問先：大連・北京・上海(中華人民共和国)
- 募集人数：19名(最少催行人員：10名)
- 募集締切日：9月14日(火) ※ただし定員になり次第締め切らせていただきます。
- 旅行代金：①当協会会員価格：315,000円 ②一般価格：365,000円 ※別途現地空港税および燃油サーチャージがかかります。
- 企画協力：(社)日本テレマーケティング協会
- 企画・実施：(株)JTB法人東京

【訪問先の概要】

■大連周辺

◆大連愛光通信服务有限公司

2006年に「大連テレコム」が顧問となり設立。アウトバウンド・インバウンド・その他業務請負業・代理業が主な事業。コールセンターとしては、人数約50名の派遣、230名体制が目標で、OJT制度を実施し、独自のマニュアルを作成して、人材育成の成長を図っています。①知識レベルの向上、②クレームリスクの回避、③顧客情報漏洩の回避、④生産性の向上などを目的するための『資格制度』も導入しています。

◆大連 凌霄航空服务有限公司(ピーク航空サービス株式会社)

1996年6月創立。主に航空機のチャーター及び航空券販売業務、ホテルのネット予約などを行っています。順調に販売業績を伸ばしていて、毎年各航空会社から優秀代理人賞を授与されています。特長としては、社内に専門的なコールセンターチームがある点、先進的なチケット予約システムによって正確かつ迅速的に旅客に365日航空券予約サービスを提供しているという点があります。

◆大連 DELL

本社はアメリカで1984年創業の世界第3位のパソコンメーカー。2002年10月、中国・大連高新技術園区に日本法人の業務サポート拠点を開設。約1,000人あまりの従業員がカスタマーサービス/テクニカルサポートのプロフェッショナルとして、カスタマーサービスセンターで技術的な問題の解決、データ分析、お客様からの照会の対応、アカウント管理などを担当しています。

■北京周辺

◆一汽トヨタ自動車販売有限公司

2003年11月設立。トヨタが中国に導入しているCRM構想に「e-CRB(evolutionally-Customer Relationship Building)」があり、その中核として、顧客獲得・販売支援から納車後のサポート、アフターサービスや買い換え支援にいたるまでの顧客対応を担当しています。また、小売後調査、サービス点検販売、入庫予約確

認、保険の継続案内といったコールアウトも実施。各オペレーターはコールアウト業務/コールイン業務/集計・アシスト業務の3つを割り当てられ、どのオペレーターがどの担当業務をおこなっているかが一目で分かるようになっています。

◆中国国際旅行社総社(北京)

1954年、政府主導で国务院に属する外務接待機関として北京で正式に発足。海外からの旅行者を受け入れるインバウンドがメイン業務で、30名ほどの係員を持ち、24時間の対応でネット商品、国内線と国際線、列車関係などさまざまな旅行商品を販売しています。2002年には旅行業務で1.5億ドルの外貨を獲得し、16億円の営業収入を突破しました。

■上海周辺

◆上海トヨタ自動車販売サービス有限公司

一汽地豊田自動車から販売権を与えられ、上海西部地域における唯一販売権を持つディーラー。*コールセンター業務は北京同様。

◆上海市保安サービス協会

2009年3月10日に営業開始。上海浦東新区、盧湾区、松江区などのセキュリティサービスを担う企業等、約32の公安機関の基幹企業によって構成されています。セキュリティサービスにおいては中国国内屈指の機関であり、最大規模を誇っています。さまざまなセキュリティ業務経験を持つ保安サービスを約4万世帯が利用しています。構成企業の中には、コールセンターを持つ機関もあり、利用者からの問い合わせを随時受け付けています。

◆昆山花橋易方コールセンター

5,000席を収容する中国最大規模のアウトソーシングコールセンター(2011年初に完成予定)。2009年4月から300席での運用を開始し、段階的にシステム規模を拡張し、現在は2,000席を運用。顧客囲い込みや販路拡大を目的としたテレセールスや市場調査を行います。IP技術を活用した最先端のシステムを導入し、ソフトフォンを採用しています。

*視察候補先は、先方の都合により変更になる場合があります。

【お問い合わせ先】

(株)JTB法人東京 第一事業部 営業第三課

担当:柴田 正志・田中 奈津子 電話:03-5909-8116

より詳しいツアーの概要や申込用紙などは、当協会のサイトに掲載しておりますので、そちらをご確認ください。

<http://www.jtbsite.or.jp/event/studytour2010.html>

JTA NEWS TOPICS

JTA NEWS Vol.161

Contents

- 各自治体のコールセンター
支援制度一覧-①【東日本】……………1
海外テレマーケティング事情視察概要……………7
新入会員のご紹介、協会日誌 他……………8

次号予告

「JTA NEWS」Vol.162では、「各自治体のコールセンター
支援制度一覧-②」を掲載する予定です。
※掲載内容は変更する可能性があります

協会日誌

6/22 事業委員会

- ① 海外視察ツアー
・パンフレットの内容について討議した。
- ② JTAスクール
・JTAメールニュース読者を対象にWebアンケートを実施し、その結果を踏まえて新講座の内容等を検討することとなった。
- ③ テレマーケティング・ガイドブックVOL.20
・「20周年記念号」として相応しい内容を次回の委員会で検討することとなった。

7/5 情報調査委員会

- ① テレマーケティング・アウトソーシング
企業実態調査
・調査項目について討議し、修正を加えたものを委員に諮ることとなった。
- ② 2010年度の活動
・2010年度下半期の活動方針について討議した。
- ③ センター見学会
・(株)ノリツのセンター見学会の申込状況を報告した。
- ④ JTAメールニュース
・VOL.124の情報収集状況を報告した。

7/7 広報委員会

- ① JTA NEWSの発行
・8月号、9月号：自治体によるコールセンター支援制度を2ヵ月に分けて連載することとなった。
- ② 会員ニュースのホームページ掲載
・会員からのニュースリリースの掲載状況等を報告し、7月末までの試行期間終了後、再度委員会に報告することとなった。
- ③ ニュースリリースの配信
・海外視察ツアー開催について、関連媒体等にニュースリリースを配信することとなった。

お答えします。
テレマーケティングの
あらゆる「？」

テレマーケティング電話相談室

03-5289-0404

受付時間 10:00～16:00（土曜・日曜・祝日を除く）

新入会員のご紹介 (2010年4・5月入会)

2010年7月現在・正会員数 193社

ドコモ・サービス株式会社

Inhouse

代表者：代表取締役社長 奥野 洋一

本社所在地：東京都豊島区東池袋3-16-3 アーバンネット池袋ビル

ホームページ：<http://www.docomo-serv.co.jp/>

プロフィール 提供している商品・サービス紹介

ドコモ・サービスは、NTTドコモのフロント業務をコア業務として人材育成に取り組み、企業力を培っております。

携帯電話のご利用料金に関するコールセンターや料金相談窓口では、“NTTドコモのお客様に安心をお届けする”ことを最大な目標とし、きめ細やかな対応を実践してまいりました。

また、充実した研修と日常管理の徹底で、最高水準のクオリティとセキュリティを維持しております。

エンドユーザーにご満足いただき、クライアント企業様に安心と信頼でお応えするべく、ドコモ・サービスは“Challenge”してまいります。

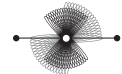
インタラクティブ・インテリジェンス・インク

Support

代表者：日本支社長 キース・マーティン

本社所在地：東京都豊島区西池袋3-23-3 R.M.ビル 6階

ホームページ：<http://www.inin.co.jp>



INTERACTIVE INTELLIGENCE
Deliberately Innovative

プロフィール 提供している商品・サービス紹介

インタラクティブ・インテリジェンスは、コンタクトセンター、エンタープライズIPテレフォニー、ビジネスプロセス・オートメーションにおけるビジネスコミュニケーション・ソリューションをグローバルで展開するソフトウェア企業です。創立以来一貫して標準ベース、オール・イン・ワン、オープンアーキテクチャを提唱し、堅実かつ革新的なソリューションを世界3,500社以上の企業に提供しています。

株式会社ネットマークス

Support

代表者：代表取締役社長 佐藤 宏

本社所在地：東京都江東区豊洲1-1-1

ホームページ：<http://www.netmarks.co.jp/>



プロフィール 提供している商品・サービス紹介

ネットマークスは、進化し複雑化するICT基盤に対して、コールセンターシステムをはじめとするユニファイドコミュニケーションやデータセンターソリューション、24時間365日対応が可能なアウトソーシングサービスなどを中心に最先端の技術でお客様をサポートしております。

特に、ユニファイドコミュニケーションにおいては多数の構築実績を有しており、今後もお客様にとって安全で安心、そして快適にコミュニケーションいただけるICT基盤のご提供を目指します。

課題解決のためにお客様の環境に合わせた最適なソリューションと誠実なサービスをご提供してまいります。

コールセンター基礎講座を開催しました

2010年6月15日(火)、東京都千代田区の日本マンパワー302教室で『コールセンター基礎講座』を開催。受講者数93名という多くの方にご参加いただくことができました。今秋も同様に『コールセンター基礎講座』の開催を予定しています。ぜひご参加をご検討くださいますよう、よろしくお祈りいたします。

